

ファンドレイジング行動基準ガイドライン

2012年2月5日

<団体及び個人として>

行動規範 1

ファンドレイジングに際しては、法令を守ることに加え、倫理的に正しく行動する。

説明

- a. ファンドレイザーは、関連する法令(刑法、民法等)を理解し、それに則って、活動しなければならない。
- b. 法令の改正についても、注意を払い、必要に応じ、法律の専門家にアドバイスを求める。
- c. 契約書を締結する場合には、その内容を十分に吟味し、締結後は、契約書に定められた内容を遵守する。
- d. 常に所属する団体を代表しているという自覚に基づき、個人および団体職員としての生活を営まなければならない。
- e. たとえ、法的に許される行為であったとしても、個人や他の団体の社会的、職業的、経済的地位に悪影響を与えるようなことをしてはならない。

やってはいけないことの例

1. 詐欺的手法による集金活動
2. 恐喝や恫喝による集金活動
3. 街頭募金において、不法に道路や施設を許可なく、使用すること
4. 個人情報了他に漏らすこと
5. 契約上の期日などを了解なくまもらないこと
6. 団体内の非倫理的行為を看過し、それを組織の幹部や該当する権限を持つ者に報告しないこと
7. 誤った、もしくは誇張された情報を伝えること

行動規範 2

ファンドレイジングに際しては、その目的及び集めた資金の用途について、事前に正しく説明を行う。

説明

- a. 組織のミッション、寄付金の使用目的などをわかりやすくかつ正確に、伝える資料を提示する。
- b. 当該資料をもとに誠意をもって説明し、寄付者からの質問に対しては誠実に回答する。

やってはいけないことの例

1. 支援の必要性を正当化するために、課題の現状また支援によってもたらされる結果について、根拠のない数値などを用いて説明をすること
2. 実際には別の団体が行ったことをあたかも自団体が達成したかのように誇張すること
3. 支援内容に関する質問に対して回答を怠ること

行動規範 3

寄付者に説明した目的通りにその寄付金を使う。

説明

- a. 自団体が、寄付者に説明した目的通りに、その寄付金を使っていることを絶えず確認し、実行する。
- b. 寄付者に説明した目的に変更がある場合は、前もって、寄付者に十分な説明をし理解を求める。

やってはいけないことの例

1. 施設の什器購入のために募った寄付金を職員の旅費交通費に充てること
2. 団体内において、寄付者との約束に反する支出に充てられたことを看過し、それを組織の幹部等に報告しないこと
3. 目的達成後に、余った寄付金を寄付者への説明なしに、他の活動予算に充てること

行動規範 4

ファンドレイジングにあたって明示した約束について誠実に実行する。

説明

- a. ファンドレイジングにあたって明示した約束に沿って、寄付金が使われていることを絶えず確認する。
- b. 明示した約束に、目標達成のプロセスが含まれる場合、そのプロセスが確実に遂行されていることを絶えず確認する。
- c. 寄付者に説明した約束が守れない場合、前もって、寄付者に十分な説明をし理解を求める。

やってはいけないことの例

1. ファンドレイザーが寄付集めだけを行い、その後のプロジェクトの進捗に注意を払わないこと
2. 寄付を集めた後に、当初明示した約束を変更せざるを得なくなった場合に(出版物の仕様や調査の方法など)、寄付者への説明なしに変更すること

行動規範 5

寄付金の使途や運用について定期的に報告する。

説明

- a. 一般に公正妥当と認められた会計処理を行い、それに基づいた収支報告書を正確に作成する。
- b. 少なくとも年一度は、報告書等を用いて、活動状況及び収支について寄付者に対し報告する。

やってはならないことの例

1. 領収書や請求書に基づかない会計処理等を行うこと
2. 資産の架空計上や費用の過少計上を行い、決算を偽装すること
3. 寄付者に活動の状況及び結果を過大評価させるような内容の報告書を作成すること

行動規範 6

職務上知り得た守秘義務のある情報を、正当な理由がない限り、第三者に漏らさない。

説明

- a. 寄付者や受益者の個人情報など職務上知り得た情報をむやみに第三者に提供してはならない。
- b. 職務上知り得た個人情報等が漏洩しないように適切に管理する。

やってはいけないことの例

1. 許可なく受益者の写真などを使って寄付集めをすること
2. 寄付者の情報を他の団体に提供すること
3. 寄付者データベースに誰もがアクセスできるような状況を放置すること

行動規範 7

他者の知的所有権を侵害しない。

説明

- a. 知的所有物を作者／所有者の適切な承諾を得ずに、自団体のために公的に用いてはならない。
- b. 不注意により他者の知的所有権に対する侵害が判明した際には、適切な処置を行わなくてはならない。

やってはいけないことの例

1. 他者が作成した文章、画像、調査結果等の知的財産を無断に自団体のイベントなどで配布すること
2. 知的所有権の侵害に関して、警告を受けた場合に、調査をすることなく、使用し続けること
3. 他者が知的財産を所有しているにも関わらず、その知的財産の所有権を主張すること

行動規範 8

社会から支援を得て、実りある活動成果を生み出していくため、組織運営やファンドレイジングに、適正な運営コストが必要であることへの理解を広める。

説明

- a. 活動にあたっては、予算を作成し、公開することで、支援者に組織運営やファンドレイジングに要するコストに対する理解を求めなければならない。

やってはいけないことの例

1. 事実に反して、寄付金が全額受益者に手渡されるような表記のもとに、募金活動を行うこと
2. 民間非営利活動に要するコストをきちんと予算化せずに、活動を展開すること

<個人として>

行動規範 9

ファンドレイジングを進める際に必要となる商品やサービスの購入に際して、個人の利益のために金品や特別な便宜を受け取らない。

説明

- a. 商品やサービスの選定に際して、業者等に対して、個人的に金品や特別な便宜を要請してはいけない。
- b. 業者が、商品やサービスの選定にあたって、金品や特別な便宜を提供しようとした際は、その提供を断らなければならない。
- c. 業者選定にあたっては、取引の透明性を確保しなければならない。

やってはいけないことの例

1. 自団体が購入する商品やサービスの価格に、秘密裡に個人的なキックバックを盛り込むよう業者に求めること
2. 業者が、金品を持参して営業活動を行った場合、それを個人的に受領すること
3. 高額商品を購入する際に、相見積等の検討をせず、独断で購入を決定すること

行動規範 10

寄付者、ボランティア、他のスタッフ、受益者などを個人の利益のために利用しない。

説明

- a. あたかも、団体の指揮命令下にあるかのように、指示を出して、私用の目的に、ボランティアやスタッフを利用してはいけない。
- b. 寄付者に個人として支援を求めてはいけない。
- c. 受益者に個人的な見返りを求めてはいけない。

やってはいけないことの例

1. 自団体のボランティアに、団体活動の一環の業務を装って、私生活上の雑務を依頼すること
2. 団体を通じて知り合った寄付者に対して、個人的な融資を依頼すること
3. 団体が支援している受益者を個人的な活動(政治、宗教活動など)に協力するように求めること

行動規範 11

職業上の経験、資格、また過去の業績などについて偽らない。

説明

- a. 職業上の経験、資格、また過去の業績など、誤解をあたえないように、明確かつ正確に表すように努める。

やってはいけないことの例

1. 特定組織または公的な免許や資格を保有していると偽ること
2. 過去の経歴を詐称すること
3. 過去の自身の行ったファンドレイジングの成果を誇張すること

以上